



石川労働局発表
平成29年3月23日(木)

(照会先)

石川労働局労働基準部
監督課長 池田 成夫
過重労働特別監督監理官 小谷 一彦
連絡先 076-265-4423

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督実施結果 ～ 4局の合計では3分の1の事業場で違法な時間外労働～

昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間(*1)中に、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して全国で重点監督を実施しましたが、今般、石川、新潟、富山及び福井の各労働局管内で実施した結果を取りまとめました。(*2)

(*1)「過重労働解消キャンペーン」は、平成26年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」において11月を「過労死等防止啓発月間」と定めたことを受け、厚生労働省において実施しているものです。

(*2) 全国の取りまとめ状況は厚生労働省発表資料をご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154525.html>

第1 過重労働重点監督の結果 (新潟・北陸の4局の合計件数)

1. 重点監督の実施事業場	306 事業場
2. 労働基準関係法令違反があったもの	201 事業場 (65.7%)
主な違反内容	
(1) 違法な時間外労働があったもの	110 事業場 (35.9%)
うち、1か月の時間外・休日労働時間の実績が最長の労働者の時間数が月100時間を超えるもの	46 事業場 (41.8%)
うち、月150時間を超えるもの	11 事業場 (10.0%)
うち、月200時間を超えるもの	4 事業場 (3.6%)
(2) 賃金不払残業があったもの	20 事業場 (6.5%)
(3) 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの	20 事業場 (6.5%)
3. 健康障害防止等に係る指導状況	
(1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの	252 事業場 (82.4%)
(2) 労働時間の把握方法が不適正なもの	30 事業場 (9.8%)

第2 今後の対応

上記の結果、違反等が認められた事業場に対しては、是正・改善に向けた指導を行いました。是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行います。それでもなお、是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。

詳細及び当局の状況は添付(別紙)のとおりです。

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

平成 28 年度過重労働解消キャンペーン（平成 28 年 11 月）の間に、新潟、富山、石川、福井の労働局管内において合計 306 事業場に対し重点監督を実施し、そのうち 201 事業場（全体の 65.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 110 事業場、賃金不払残業があったものが 20 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 20 事業場であった。

	監督実施 事業場数	違反件数 (違反率)	違反状況（違反率）		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
新潟・北陸 地区 4 局	306	201 (65.7%)	110 (35.9%)	20 (6.5%)	20 (6.5%)
石川局	107	61 (57.0%)	29 (27.1%)	4 (3.7%)	4 (3.7%)

事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
新潟・北陸 地区 4 局	72 (23.5%)	89 (29.1%)	50 (16.3%)	47 (15.4%)	37 (12.1%)	11 (3.6%)
石川局	30 (18.6%)	29 (27.1%)	18 (16.8%)	20 (18.6%)	8 (7.4%)	2 (1.8%)

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
新潟・北陸 地区 4 局	19 (6.2%)	42 (13.7%)	22 (7.2%)	41 (13.4%)	81 (26.5%)	101 (33.0%)
石川局	3 (2.8%)	16 (14.9%)	4 (3.7%)	10 (9.3%)	32 (29.9%)	42 (39.2%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 252 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導 事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の 実施（注 2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注 3）	月 45 時間以内へ の削減（注 4）	月 80 時間以内へ の削減（注 5）	面接指導等が実施 できる仕組みの 整備等（注 6）
新潟・北陸 地区 4 局	15	25	129	124	6
石川局	5	6	54	51	4

- (注1) 指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。
- (注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち30事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった110事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、46事業場で1か月100時間を、11事業場で1か月150時間を、4事業場で1か月200時間を超えていた。

違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
新潟・北陸 地区4局	37	27	35	7	4
石川局	6	12	7	2	2